

障がいがあると思われる お子さんの保護者の方へ

学校教育課 ☎66・1165

県教育委員会では、お子さんが就学するときの参考にしていただくため、早期教育相談や体験入学を行っています。

◆早期教育相談(東三河地区)
とき 8月5日(木)・6日(金)
午前9時～午後4時
ところ 東三河総合庁舎3階
(豊橋市八町通5の4)
対象 3歳～平成23年度に
小学校へ入学するお子さんの
保護者で、子育てで気になる
ことがある方など、就学につ
いて相談したい方。

申し込み 7月9日(金)までに
学校教育課または、東三河
教育事務所就学担当(☎0
532・54・5111)へ。

◆県立養護学校体験入学
対象 来年度、小・中・高等
学校へ入学予定で、障がい
があると思われるお子さん
とその保護者

○豊川養護学校
☎88・25533

知的な発達の違いや情緒に
障がいのある子対象

体験入学 7月21日(水)、
10月25日(月)

○豊橋養護学校

☎0532・61・8118
手足の不自由な子

体験入学 9月3日(金)、10
月22日(金)

○大府養護学校

☎0562・48・5311
病気で入院している子対象

体験入学 10月15日(金)、11
月16日(水)

申込・問合せ 各学校へ直接
電話してください。

※指定日以外でも随時相談を
受け付けています。

国民健康保険高齢受給者証を 更新します

保険年金課 ☎66・1103

70歳以上の国民健康保険被
保険者の方に交付している国
民健康保険高齢受給者証(高
齢受給者証)の有効期限は7
月31日です。新しい高齢受給
者証は7月末までに郵送しま
す。8月以降、医療機関など
を受診するときは、新しい高
齢受給者証を窓口へ提示して
ください。有効期限の切れた
高齢受給者証は、保険年金課
または東・形原・西浦の各出
張所へお返しください。

後期高齢者医療制度の 保険証を更新します

保険年金課 ☎66・1102

現在お持ちの後期高齢者医
療保険証の有効期限は7月31
日です。新しい保険証は、7
月中旬から下旬に配達記録郵
便でお送りします。受け取り
の際、印鑑または署名が必要
です。また、配達時に不在の
場合は、郵便局へ再配達の内
頼をするか、直接受け取りに
行ってください。郵便局での
預かり期間後は保険年金課で
お渡ししますので、現在お持
ちの保険証を持ってお越し
ください。

また、後期高齢者医療保
険料決定通知書・納入通知書
は同じ時期に別便でお送りし
ます。

○新しい保険証は青色

保険証の色が、若草色から
青色に変わります。

8月1日以降に医療機関な
どを受診するときは、必ず、
新しい保険証を提示してくだ
さい。有効期限の切れた保険
証は、保険年金課または東・
形原・西浦の各出張所へお返
しください。

中学生入院医療費助 成は申請が必要です

保険年金課 ☎66・1102

中学生の方が入院された場
合、医療費の自己負担分を子
ども医療で助成します。(た
だし、障害者医療、母子家庭
等医療を受給されている方は
除きます。)医療機関で自己
負担額をお支払い後、保険年
金課の窓口で払い戻しの申請
をしてください。

【申請に必要なもの】

保険証、印鑑、領収書、振
込先の口座番号の分かるも
の、保険者からの支給決定通
知書(高額療養費に該当する
場合のみ)

国民健康保険限度額適用 認定証・標準負担額減額 認定証の更新と申請

保険年金課 ☎66・1103

●限度額適用認定証

国民健康保険被保険者が入
院した場合、申請により入院
費が所得に応じた自己負担限
度額になります。

●標準負担額減額認定証

非課税世帯の国民健康保険
被保険者が入院した場合、申

請により入院時の食事代(標
準負担額)は左表のとおり減
額されます。

区分	1食あたりの 入院時食事代	
(参考)市県民税課税世帯	260円	
市県民税 非課税世帯	90日まで入院	210円
	90日を越える入院(申請月か ら過去12カ月間の入院日数)	160円

※市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯の70～74歳の方は、申請により入院日数に関わりなく100円。

認定証の更新 現在、交付さ
れている限度額適用認定証
および標準負担額減額認定
証の有効期限は7月31日
です。現在入院中で、認定証
の交付を受けている方は、
必ず7月中に更新手続きを
してください。

認定証の申請 随時受け付け
ていますので、必要な方は
申請をしてください。

手続きに必要なもの
保険証、印鑑、認定証(お
持ちの方)